

## 被疑者国選弁護人の複数選任制度に関する意見書

2011年（平成23年）2月18日

日本弁護士連合会

### 意見の趣旨

被疑者国選弁護人の複数選任を規定した刑事訴訟法第37条の5を、以下のとおり改正すべきである。

#### 【改正案】

##### 第三十七条の五

裁判官は、第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に一人又は複数の弁護人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

#### 【現行規定】

##### 第三十七条の五

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

### 意見の理由

- 1 刑事訴訟法（以下「法」という。）第37条の5は、「裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。」と規定している。法が、被告人国選弁護人の複数選任については特段の規定を設けていない反面、被疑者国選弁護人については、本条において法定刑による制限及び人数制限が規定されているのが特徴である。
- 2 被告人については、「訴訟の円滑な進行ないし被告人の利益保護のため特に必要と認められるときは、裁判長がその訴訟指揮権の行使として一人の被告人に対

し数人の国選弁護人を選任することが許される」（小林充「刑事訴訟指揮における若干の問題」法曹時報第33巻第2号12頁（1981年2月1日発行））とされる。裁判を受ける権利（憲法第32条）を実効あらしめるといふ基本的人権尊重の理念にかんがみ、必要性及び相当性が存在する限り、被告人国選弁護人の複数選任は当然に認められなければならない。

- 3 他方、「捜査段階には受訴裁判所がないため、訴訟指揮権に基づく追加選任を考慮することができないが、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件という特に法定刑の重い事件については、複数の弁護人による特に手厚い弁護活動が求められる場合もあると考えられ」というのが被疑者国選弁護人の複数選任の趣旨とされている（辻裕教『司法制度改革概説6 裁判員法／刑事訴訟法』46頁（株式会社商事法務，初版，2005年7月20日発行））。

しかしながら、捜査段階の弁護活動が将来の公判段階の進行に影響を及ぼすことは当然であり、捜査段階の弁護活動の重要性は、過去の数多くの冤罪事件が物語っているとおりである。すなわち、裁判を受ける権利という基本的人権を真に実効あらしめるためには、公判段階と同様に捜査段階においても弁護人による援助が必要である。その歴史的反省の上に立ち、今般の司法制度改革の礎となった「司法制度改革審議会意見書」（2001年6月12日付け）において、被疑者及び被告人の弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保するとともに、充実し、かつ、迅速な刑事裁判の実現を可能とするという観点から、「被疑者に対する公的弁護制度を導入し、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した弁護体制を整備」することが提言されたものと理解すべきである。

かかる経緯の後、2006年10月から被疑者国選弁護制度が開始されるに至ったが、捜査段階の弁護活動が本質的に短期間に集中して行われなければならない性質のものである以上、弁護活動の質・量ともに多大なものが要求されることはいうまでもないから、必要性及び相当性が存在する限り国選弁護人の複数選任が当然に認められるべきであることは、捜査弁護においても全く同様である。

- 4 当連合会は、最高裁判所に対して、2009年5月11日付け文書（「国選弁護人の複数選任について（再要望）」）において、「国選弁護人から、裁判所に対し、複数（追加）の国選弁護人の選任を求める旨の申出があったとき」に柔軟に対応することを求めている。

弁護人が被疑者と意思疎通を図ることが困難であるなど、弁護活動を進めるうえで大きな支障が想定される事件については、複数の被疑者国選弁護人による対応が不可欠である。かかる事件は、必ずしも法定刑の軽重に関わりなく発生する。

よって、複数の被疑者国選弁護人を選任する要件として法定刑を用いることが相当でないことは明らかである。

5 このように、法第37条の5が、被疑者国選弁護人の数の上限を2人に限定し、法定刑による制限を設けていることに何ら合理的理由がないことは明らかである。

したがって、被疑者国選弁護人が選任されている事件に、裁判官の職権で更に弁護人を付すことについて、法定刑による制限及び人数制限を撤廃する法改正を行うべきである。